

知って防ごう

高齢者虐待

介護する人も介護される人も、健やかに暮らしていくために



高齢者虐待ってどのくらい起きているの？

年間約1万6千件もの
高齢者虐待が起きています



今、日本は超高齢社会に突入し、誰もが介護する、介護される可能性のある時代になりました。それと同時に、高齢者の虐待が身近なものとなりつつあります。厚生労働省の調査によると、家族など介護や世話をする人から高齢者が虐待を受けたと判断された事例は、年間約1万6千件にのぼっています。高齢者もその家族も、心身共におだやかに健やかに暮らしていけるように、地域全体で見守り、支援するネットワークづくりが求められています。

家族など介護や世話をする人による高齢者虐待の件数



四街道市高齢者支援課 ☎ 043-421-6128
四街道市地域包括支援センター ☎ 043-420-6070
四街道市みなみ地域包括支援センター ☎ 043-497-5165

どんな行為が虐待なの？

「身体的虐待」だけが虐待ではありません

「高齢者虐待防止・養護者支援法※」では、高齢者(65歳以上の人)への虐待として、次の5つを挙げています。

こんなことが虐待になります

①身体的虐待 67.9%

- たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど



②心理的虐待 41.3%

- 排せつなどの失敗に対して恥をかかせるなど
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど



③介護等放棄 19.6%

- 空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど



④経済的虐待 18.1%

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど



⑤性的虐待 0.6%

- 懲罰的ちやうばつに下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど



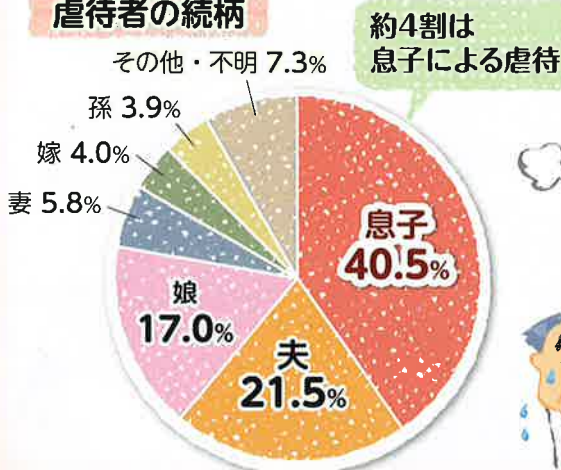
※正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

誰が虐待しているの？

誰もが虐待者になるおそれがあります

家族など介護や世話をしている人による虐待のうち、約4割が息子、約2割が夫と、男性が半数以上を占めています。これまで仕事中心で生活してきた男性が、慣れない家事や介護をするストレスから、虐待に発展してしまうケースが考えられます。

虐待者の続柄



無自覚に虐待をしてしまうことも

調査によると、介護や世話をしている人の半数以上が「虐待をしている自覚がない」という結果が出ています。自分では気づかずに不適切な対応になりやすい事例を、下のチェックリストで確認してみましょう。

これって虐待？ チェックリスト

- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしってしまう。
- 良いことと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりで外間が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- 年金通帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。

どうして虐待が起こるの？

虐待は「虐待者が悪者だから」 起こるのではありません

高齢者の介護や世話をすることで心身共に疲れ、追いつめられてしまう人は少なくありません。もともと高齢者と仲が良かったにもかかわらず、適切な介護のしかたや認知症への対応がわからず、つい手をあげてしまったり、虐待していることを自覚できても歯止めがきかなかつたりする場合があります。

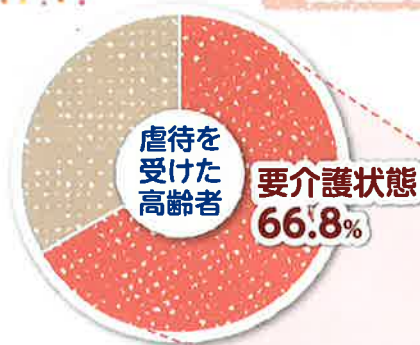
虐待の発生要因(複数回答)

第1位	高齢者の介護による 疲れ・ストレス	27.4%
第2位	自分の障害や病気	21.3%
第3位	経済的に困窮している	14.8%
第4位	高齢者の認知症の症状	12.7%
第5位	自分の性格や人格	12.0%

「介護疲れ・
介護ストレス」が
四分の一を
占める



虐待を受けた高齢者と 認知症などの関係



約7割が
要介護状態で、
そのうち約7割に
認知症の症状が
見られる



どうすれば虐待がなくなるの？

早期発見・報告で虐待を防ぎましょう

高齢者虐待を防ぐには、第三者が介入することで虐待がエスカレートするのを防ぐ方法(下記参照)や、介護の負担を軽減する方法(裏表紙参照)などがあります。

どんな人でもいつかは高齢者になる以上、高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。自分自身の問題として、高齢者虐待を未然に防ぎ、地域全体で支えあっていくことが大切です。



虐待がエスカレートするのを防ぐ方法

虐待に気づいた人には 通報義務があります

虐待に気づいた人は、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口へ通報しましょう(通報の秘密は守られます)。とくに、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされています。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

家庭で虐待があった場合

市区町村が立ち入り調査を行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や居宅サービスの提供など、養護者を支える取り組みをします。

通報すると



施設などで虐待があった場合

市区町村や県が法律による監督権限を使って、施設などの運営を改善させることにより、高齢者の虐待防止や保護を図っていきます。



介護の負担を軽減するために

ひとりで抱え込まないで サービスや制度を 利用しましょう



心身ともに余裕をもって介護を続けるためには、サービスや制度を利用することも大切です。公的サービスなどを使って負担を減らすことは、高齢者本人が「迷惑な存在になっている」と家族に引け目を感じさせずにすむというメリットもあります。

主なサービス・制度

※この他にも地域によってさまざまなサービスがあります。下記の「地域の相談機関」に問い合わせてみましょう。

在宅サービス

施設サービス

- **訪問介護（ホームヘルプ）**
介護や家事の支援サービスを行います。
- **訪問看護**
看護師をはじめとしたケアスタッフが自宅に訪問し、診療補助などのサービスを行います。
- **通所介護（デイサービス）**
送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。
- **ショートステイ**
短期間の施設の利用サービスが受けられます。
- **福祉用具貸与**
日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

- **特別養護老人ホーム**
常時介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護などが受けられます。
- **老人保健施設**
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。
- **療養病床等**
長期療養が必要な人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

活用しましょう！ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理（財産管理）や、日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。経済的虐待の防止や、悪質商法の対処法としても有効です。



ひとりで悩むよりもまずは連絡を

主な相談機関

地域の相談機関

- **地域包括支援センター**
高齢者の生活を支える拠点として設置された総合窓口です。虐待の早期発見・防止、権利擁護など的高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険、介護予防のマネジメント、福祉、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。「どこに相談するのかわからない」といった悩みも、まずはご相談ください。
- **市区町村の高齢者福祉担当窓口**
介護保険の手続きやその他のサービスについて相談できます。
- **保健所・保健センター**
医療機関についての情報提供や健康診断などを行っています。

電話相談

- **法務省「高齢者・障害者の人権あんしん相談」**
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん
☎0570-003-110
8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は法務局職員または人権擁護委員がお受けします。
- **公益社団法人 認知症の人と家族の会 電話相談**
☎（フリーダイヤル）0120-294-456
10:00～15:00（土・日・祝日を除く）

メール相談

- **法務省「インターネット人権相談受付窓口」**
http://www.jinken.go.jp/
相談フォームからの相談を24時間365日受け付けています。

グラフ・データ出典：厚生労働省「平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」